

### 1.3.2 工事工程

本事業は、令和8年度から令和12年度までの約5年間の工事期間を予定しており、工事工程は表1.3-2に示すとおりです。また、隣接事業についても令和8年度から令和12年度までの約5年間の工事期間を予定しており、表1.3-3の工事工程を想定しています。

表 1.3-2 工事工程表

工種		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
本事業	解体工事 <sup>(注1)</sup>	■	■	■		
	準備工事	■				
	山留工事		■			
	杭工事		■			
	掘削工事		■	■		
	基礎躯体工事			■	■	
	地下鉄骨工事				■	
	地下躯体工事				■	
	地上鉄骨工事				■	■
	地上躯体工事				■	■
	外装工事				■	■
	内装・設備工事				■	■
	外構工事					■
	交通広場整備工事					■
	基盤整備工事 <sup>(注2)</sup>		■	■	■	■
検査					■	

注1) 解体工事には道路再編に伴う、各種埋設配管の撤去も含まれます。

注2) 本事業の基盤整備工事には、道路再編に伴う各種埋設配管の新設、市道山下町第7号線の歩行空間整備を含みます。

表 1.3-3 隣接事業（参考）の工事工程表

工種		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
隣接事業	解体工事 <sup>(注1)</sup>	■	■	■		
	準備工事	■				
	山留工事		■			
	杭工事		■			
	掘削工事		■	■		
	基礎躯体工事			■	■	
	地下鉄骨工事				■	
	地下躯体工事				■	
	地上鉄骨工事				■	■
	地上躯体工事				■	■
	外装工事				■	■
	内装・設備工事				■	■
	外構工事					■
	基盤整備工事 <sup>(注2)</sup>				■	■
	検査					■

注1) 解体工事には道路再編に伴う、各種埋設配管の撤去も含まれます。

注2) 隣接事業の基盤整備工事には、道路再編に伴う各種埋設配管の新設、市道山下町第5号線の歩行空間整備を含みます。

### 1.3.3 工事用車両の主な走行ルート

本事業及び隣接事業の工事に伴い、工事関係者の通勤車両や資機材の運搬、土砂、建設廃材等の建設副産物の搬出を行う車両（以下、「工事用車両」といいます。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の主な走行ルートは、図 1.3-1(1)～(2)に示すルートを予定しており、本事業の工事用車両の出入口は、対象事業実施区域に接する市道関内本牧線第 7002 号線及び市道山下町第 3 号線、第 5 号線、第 7 号線に計 6 箇所整備し、工程に合わせ順次使用する本事業の工事用車両の出入口を変更し入出庫する計画を検討します。

市道関内本牧線第 7002 号線及び市道山下町第 5 号線からの入出庫は左折イン、左折アウトとし、本事業の道路再編に伴い一方通行道路となる予定の市道山下町第 3 号線及び一方通行道路である第 7 号線を、右折イン、右折アウトで入出庫する計画としています。

隣接事業の工事用車両の出入口は、本事業の工事用車両の出入口とは別に設け、一方通行道路である市道山下町第 2 号線及び市道山下町第 5 号線に整備し、市道山下町第 2 号線は右折イン、右折アウト、市道山下町第 5 号線は左折イン、左折アウトの入出庫を検討しています。

本事業と隣接事業は工事工程が重複するため、工事用車両の走行ルートや走行時間帯について、両事業の定期的な情報共有による連携により可能な限り配慮し、影響の低減に努めます。

また、工事用車両の路上待機が発生しない搬出入計画の立案と、計画の指導、周知により工事車両の路上待機対策を行います。

### 1.3.4 工事時間帯

- ・ 工程や安全管理を考慮した、適切な休工日を設けます。
- ・ 祝日、日曜日は原則として休工日とします。
- ・ 作業時間は原則として午前 8 時から午後 6 時までとします。但し、既存道路の埋設管の移設、撤去工事等、工事内容によっては夜間に作業を実施する可能性があります。
- ・ 工事用車両の出入りする時間は、可能な限り通勤通学の時間を避けた時間として計画します。
- ・ 通勤、通学の時間に工事車両の出入りが生じる際には、交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保に配慮します。
- ・ 工事の実施に当たっては、仮囲いを設置して、工事用車両の出入りする時間帯においては車両出入口に交通誘導員を配置し、歩行者や一般通行車両の安全に配慮する計画とします。
- ・ 本事業と隣接事業は工事工程が重複するため、工事時間帯等については、両事業の連携により可能な限り配慮し、影響の低減に努めます。

### 1.3.5 設計上の配慮事項

- ・ 支持層深さや土質、地下水位、地盤強度等の把握や解析に必要な地震波作成のためのデータを取得するために、対象事業実施区域内で既存建築物の解体後にボーリング調査等を実施し、地盤特性を十分に把握したうえで、地震による液状化や周辺地下水位の低下の可能性も踏まえ、柱状改良や浅層地盤改良等、適切な設計及び安全な構造計画となるよう対策を検討していきます。
- ・ 対象事業実施区域の地下には横浜市営地下鉄ブルーラインが運行しており、横浜市交通局及び団体上部に現在敷設されている電力等の埋設インフラ企業との事前打合せを行い、悪影響を与えな

い計画とします。

### 1.3.6 安全に関する配慮事項

- ・ 対象事業実施区域の地下には横浜市営地下鉄ブルーラインが運行しており、横浜市交通局及び団体上部に現在敷設されている電力等の埋設インフラ企業との事前打合せを行い、悪影響を与えない工事計画を立案し、管理していきます。
- ・ 必要に応じて仮設歩道を設け、安全で円滑な歩行空間を確保するよう計画するとともに、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」（横浜市、平成17年6月）を参考にして、歩行者に対するバリアフリーを推進します。
- ・ 工事排水は、沈砂槽等により下水道法及び横浜市下水道条例に定める排水基準以下に処理したうえで公共下水道に放流する等、適切な処理を行います。
- ・ 荒天の予報がある場合は、資材の飛散等が発生しないよう養生等の安全対策を行います。
- ・ 通勤、通学の時間に工事車両の出入りが生じる際には、交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保に配慮します。

### 1.3.7 建設機械、工事用車両の採用に関する配慮事項

- ・ 建設機械については、より優れた排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械及び低振動型建設機械を積極的に採用します。
- ・ 工事用車両については、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で規定する「粒子状物質の排出基準」適合車を採用する等、低公害、省エネルギーに配慮します。

### 1.3.8 建設機械の稼働、工事用車両の走行に対する配慮事項

- ・ 構造計画、施工計画の工夫により掘削土を減らし、土砂搬出に伴う工事用車両の台数を極力減らす計画とします。また、周辺の交通混雑の状況を勘案して、可能な限り工事用車両の走行時間や台数を調整する計画とします。
- ・ 工事関係者に対しては、建設機械のアイドリングストップ、高負荷運転の防止、低速走行の実施、工事用車両の規制速度の遵守、過積載、急発進及び急加速の禁止等に関する教育及び指導を徹底します。
- ・ 建設機械及び工事用車両が正常に稼働、走行できるように整備及び点検を徹底します。

### 1.3.9 施工方法等に関する配慮事項

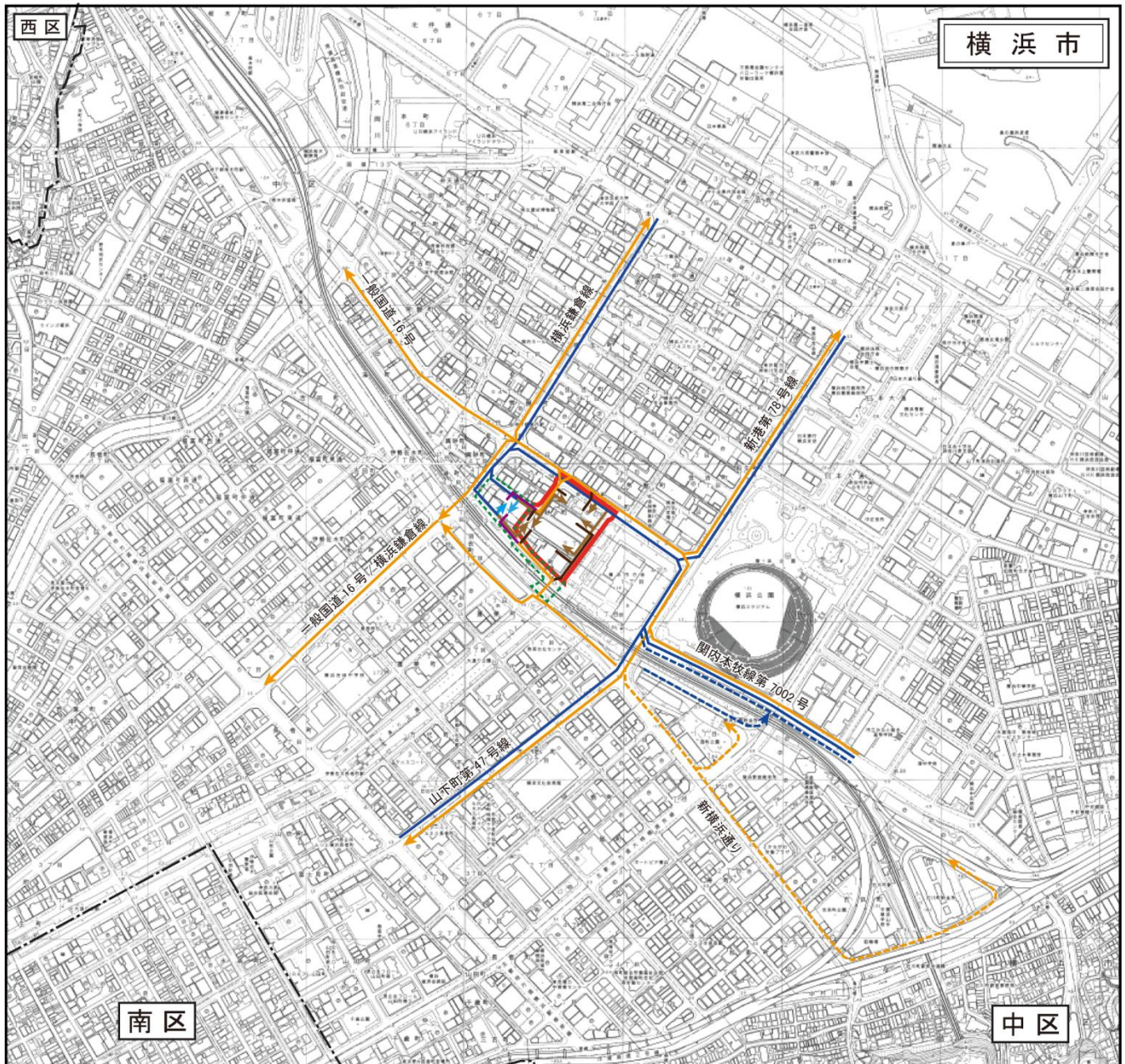
- ・ 既存建築物の解体に当たっては、既存建築物の解体工事着手前に「大気汚染防止法」（環境省、令和7年6月改正）や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（横浜市、令和7年2月改正）等の法令に基づき、アスベスト含有建材の調査を行い、アスベスト含有建材の使用が確認された場合には、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（環境省、令和4年11月改正）等の法令に基づき、飛散等のないように適切な措置を講じた上で除去し、適切な処理・処分を実施します。
- ・ 地下掘削にあたっては、構造計画や施工計画の工夫により発生土量の抑制を検討し、場外処分量

の削減を図ります。また、場外処分する際も、運搬距離の低減のため、可能な限り近隣の建設工事現場での再使用を検討していきます。

- ・ 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムへの登録等により、建設発生土の最終処分量の更なる低減に努めます。
- ・ 散水や工事用車両のタイヤ洗浄等個別の作業に応じて対策を実施し、粉じんの飛散防止、周辺道路の汚れ防止に努めていきます。
- ・ 電波障害対策として、クレーン未使用時のブームを電波到来方向に向ける等の対策を講ずる計画とします。
- ・ 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合は解体工事着手前に調査を行い、「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、適切な対応を行います。
- ・ 現在、対象事業実施区域内は既存建物が供用中のため現地調査が困難ですが、土壌汚染が確認された場合には、法や条例、国が定めるガイドライン等に従い、解体工事の着手前に必要な手続き及び調査を行い、掘削除去や舗装等による被覆、原位置封じ込め等の適切な措置を講じます。また、工事中における掘削・運搬時には、汚染土の飛散、揮散や流出が無きよう施工計画を立案し、適切な対策を講じます。
- ・ 「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度-32年度）」（横浜市、平成28年3月策定）の取組を推進し、工事中においては、廃棄物の分別徹底、適正な処理、再利用及び再生利用の促進を図るとともに、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を検討します。

### 1.3.10 近隣に対する対応

- ・ 工事計画の策定に当たっては、安全に配慮した工法や建設機械及び工事用車両の集中を回避した工程等を検討するとともに、標識の設置等により来街者や近隣住民等への情報提供を行います。
- ・ 現場事務所に問い合わせ窓口を設け、苦情が発生した場合は、迅速に適切な対応を行います。
- ・ JR根岸線、横浜市営地下鉄ブルーラインの関内駅や横浜スタジアム、にじいろ保育園関内等の近隣施設や近隣住民等に対して、本事業の工事計画に関わる情報提供を行います。
- ・ 本事業と隣接事業は、工事情報の共有を行い必要に応じて工事用車両の集中による影響の回避に努めます。また、旧横浜市庁舎街区と工事時期が重なる場合にも工事情報の共有を行い工事用車両の集中による影響の回避に努めます。
- ・ 横浜スタジアムのイベント開催時には、工事用車両の通行時間の調整や交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保に配慮します。
- ・ 工事中において、本事業に起因するテレビジョン電波障害が発生した場合には、障害の実態を調査・確認の上、必要に応じて受信アンテナの改善等の適切な対策を行うこととします。また、電波障害が発生する可能性が高い範囲については、工事着工前に補足調査を行い、より丁寧に実態を把握するとともに、必要に応じて対策を講じるように努めます。

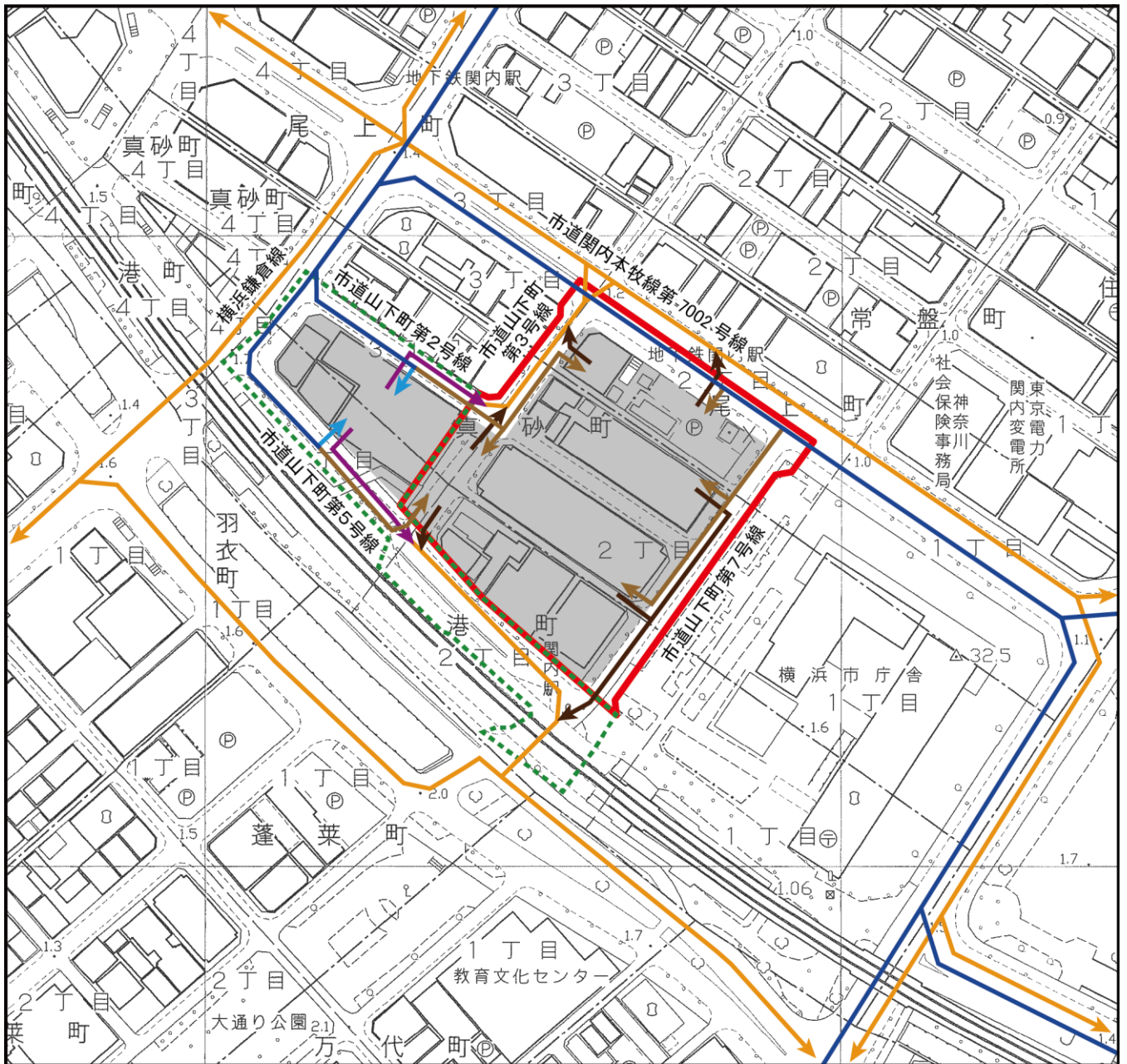


凡 例	: 対象事業実施区域	: 区界
	: 隣接事業実施区域	
	: 工事用車両入庫動線	
	: 工事用車両入庫動線 (高速利用)	
	: 本事業の工事用車両入庫動線	
	: 隣接事業の工事用車両入庫動線	
	: 工事用車両出庫動線	
	: 工事用車両出庫動線 (高速利用)	
	: 本事業の工事用車両出庫動線	
	: 隣接事業の工事用車両出庫動線	

Scale 1:10,000

図 1.3-1(1) 工事用車両の主な走行ルート

この地図は、横浜市の承認を得て電子地形図 2,500 を複製したものである。(横浜市地形図複製承認番号 令 7 建都計第 9114 号)



- |        |  |   |
|--------|--|---|
| 凡<br>例 | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> : 対象事業実施区域</li> <li><span style="border: 2px dashed green; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> : 隣接事業実施区域</li> <li><span style="color: blue; font-size: 1.2em;">←</span> : 工事用車両の入庫動線</li> <li><span style="color: orange; font-size: 1.2em;">←</span> : 本事業の工事用車両入庫動線</li> <li><span style="color: lightblue; font-size: 1.2em;">←</span> : 隣接事業の工事用車両入庫動線</li> <li><span style="color: yellow; font-size: 1.2em;">←</span> : 工事用車両出庫動線</li> <li><span style="color: brown; font-size: 1.2em;">←</span> : 本事業の工事用車両出庫動線</li> <li><span style="color: purple; font-size: 1.2em;">←</span> : 隣接事業の工事用車両出庫動線</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: grey; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> : 工事範囲<br/>(仮囲い設置範囲)</li> </ul> |
|--------|--|---|

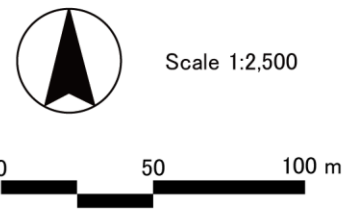


図 1.3-1(2) 工事用車両の主な走行ルート (拡大図)

この地図は、横浜市の承認を得て電子地形図 2,500 を複製したものである。(横浜市地形図複製承認番号 令 7 建都計第 9114 号)

## 1.4 工事中に配慮する事項

評価書において、工事中に実施することとした環境の保全のための措置は、表 1.4-1(1)～(5)に示すとおりです。

表 1.4-1(1) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響要因	環境の保全のための措置
温室効果 ガス	建設機械の稼働 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械については、低炭素型建設機械の採用に努めるとともに、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。</li> <li>屋内工事では、バッテリー式の建設機械の採用に努めます。</li> <li>構造計画、施工計画の工夫により掘削土を減らし、土砂の掘削や運搬に使用する建設機械、工事用車両の台数を極力減らすとともに、運搬距離の低減のため、可能な限り近隣の建設工事現場での再使用に努めます。</li> <li>建設機械や工事用車両の運転者に対して、アイドリングストップ、高負荷運転の防止、規制速度の遵守、過積載や急発進、急加速の禁止等に関する教育・指導を徹底し、省エネ運転に努めます。</li> <li>建設機械及び工事用車両が正常に稼働・走行できるよう、点検整備を徹底します。</li> <li>工事用車両は、低燃費かつ低排出ガス認定自動車の採用に努めます。</li> <li>交通誘導員を適宜配置し、工事用車両の円滑な走行に努めます。</li> </ul>
廃棄物・ 建設発生土	建物の解体・建設 地下掘削	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画―産廃3R夢プラン（平成28年度～平成32年度）」の取組を推進し、工事中においては、廃棄物の分別徹底、適正な処理、再使用及び再生利用の促進を図るとともに、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を検討します。</li> <li>建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。</li> <li>特定建設資材については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で適切に分別し、可能な限り資源化に努めます。</li> <li>工事現場内に廃棄物の分別保管場所を設置し、再利用・再生利用の徹底に寄与します。</li> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、容器・包装等を適切に分別し、リサイクルに寄与します。</li> <li>作業員に対する分別教育を徹底するとともに、工事の進捗に応じて適切な規模の分別ヤードの確保することにより、再資源化率が低い混合廃棄物の発生を可能な限り抑制します。</li> <li>本事業の既存建築物の解体については、事前にアスベスト含有建材の調査を行い、アスベスト含有建材の使用が確認された場合には、法令等に基づき石綿含有産業廃棄物として適切に処分します。</li> <li>産業廃棄物や建設発生土を搬出運搬する際は、荷崩れや飛散等を防止するため、荷台カバー等の対策を講じます。</li> <li>地下掘削にあたっては、構造計画、施工計画の工夫により発生土量の抑制を検討し、場外処分量の削減を図ります。</li> <li>建設発生土の官民有効利用マッチングシステムへの登録等により、建設発生土の最終処分量の更なる低減に努めます。</li> </ul>

表 1.4-1(2) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響要因	環境の保全のための措置
大気質	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より優れた排出ガス対策型建設機械を積極的に採用します</li> <li>・工事計画の策定にあたっては、建設機械の集中を回避した工程等を検討します。</li> <li>・本事業と隣接事業及び旧横浜市庁舎街区の工事時期が重なる場合には、事業者間及び工事施工者間で工事情報を共有し、周辺事業で稼働する建設機械も考慮して、可能な限り集中回避するような工程調整を徹底します。</li> <li>・工事関係者に対しては、建設機械のアイドリングストップ、高負荷運転の防止、低速走行の実施等に関する教育及び指導を徹底します。</li> <li>・建設機械が正常に稼働できるように整備及び点検を徹底します。</li> <li>・散水や工事用車両のタイヤ洗浄等個別の作業に応じて対策を実施し、粉じんの飛散防止に努めます。</li> </ul>
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両については、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で規定する「粒子状物質の排出基準」適合車を採用する等により低公害に配慮します。</li> <li>・周辺の交通状況を勘案して、工事用車両の走行時間や台数を極力調整する計画とします。</li> <li>・本事業と隣接事業は、工事情報の共有を行い必要に応じて工事用車両の集中による影響の回避に努めます。また、旧横浜市庁舎街区と工事時期が重なる場合にも工事情報の共有を行い工事用車両の集中による影響の回避に努めます。</li> <li>・地下掘削にあたっては、構造計画、施工計画の工夫により発生土量を抑制するとともに、現場内における有効利用を検討し、土砂搬出に伴う工事用車両の台数を極力減らす計画とします。</li> <li>・工事で発生する建設発生土は、運搬距離の低減のため、可能な限り近隣の建設工事現場での再使用に努めます。</li> <li>・工事関係者に対しては、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ、過積載、空ぶかし、急発進や急加速等の高負荷運転禁止に関する教育及び指導を徹底します。</li> <li>・建設発生土の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。</li> <li>・散水や工事用車両のタイヤ洗浄等個別の作業に応じて対策を実施し、粉じんの飛散防止に努めます。</li> <li>・工事用車両のタイヤ洗浄等の対策を実施し、粉じんのもとなる泥土の持ち出し防止に努めます。</li> <li>・工事用車両が正常に走行できるように整備及び点検を徹底します。</li> </ul>
	建物の解体・建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物の解体時には、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出等、法令に従い解体工事前に石綿含有建築材料の調査を行い、その結果を掲示により周知するとともに「石綿事前調査報告システム」より市長等に報告します。</li> <li>・石綿含有建築材料の使用が確認された場合には、法令に従い作業開始時に必要に応じて届出を行い、飛散等のないよう適切な措置を講じた上で法令等に従って適切に除去します。</li> </ul>

表 1.4-1(3) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響要因	環境の保全のための措置
騒音	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り超低騒音型建設機械の採用に努めます。</li> <li>・工事計画の策定にあたっては、建設機械の集中を回避した工程等を検討します。</li> <li>・本事業と隣接事業は、工事情報の共有を行い必要に応じて建設機械稼働の集中による影響の回避に努めます。</li> <li>・工事関係者に対しては、建設機械のアイドリングストップ、高負荷運転の防止、低速走行の実施等に関する教育及び指導を徹底します。</li> <li>・建設機械が正常に稼働できるように整備及び点検を徹底します。</li> <li>・解体工事において、構造物の破砕時に発生する騒音の影響が懸念される場合には、必要に応じて防音シートの設置等の追加対策を講じることで騒音の低減に努めます。</li> </ul>
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の交通状況を勘案して、可能な限り工事用車両の走行時間や台数を平準化する計画とします。</li> <li>・本事業と隣接事業は、工事情報の共有を行い必要に応じて工事用車両の集中による影響の回避に努めます。また、旧横浜市庁舎街区と工事時期が重なる場合にも工事情報の共有を行い工事用車両の集中による影響の回避に努めます。</li> <li>・構造計画、施工計画の工夫により掘削土を減らし、土砂搬出に伴う工事用車両の台数を極力減らす計画とします。</li> <li>・工事で発生する建設発生土は、運搬距離の低減のため、可能な限り近隣の建設工事現場での再使用に努めます。</li> <li>・工事関係者に対しては、工事用車両の規制速度の遵守、過積載や急発進及び急加速等の禁止に関する教育及び指導を徹底します。</li> <li>・工事用車両が正常に走行できるように整備及び点検を徹底します。</li> </ul>
振動	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低振動型建設機械を積極的に採用します。</li> <li>・工事計画の策定にあたっては、建設機械の集中を回避した工程等を検討します。</li> <li>・工事関係者に対しては、建設機械のアイドリングストップ、高負荷運転の防止、低速走行の実施等に関する教育及び指導を徹底します。</li> <li>・建設機械が正常に稼働できるように整備及び点検を徹底します。</li> </ul>
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の交通状況を勘案して、可能な限り工事用車両の走行時間や台数を平準化する計画とします。</li> <li>・本事業と隣接事業は、工事情報の共有を行い必要に応じて工事用車両の集中による影響の回避に努めます。また、旧横浜市庁舎街区と工事時期が重なる場合にも工事情報の共有を行い工事用車両の集中による影響の回避に努めます。</li> <li>・構造計画、施工計画の工夫により掘削土を減らし、土砂搬出に伴う工事用車両の台数を極力減らす計画とします。</li> <li>・工事で発生する建設発生土は、運搬距離の低減のため、可能な限り近隣の建設工事現場での再使用に努めます。</li> <li>・工事関係者に対しては、工事用車両の規制速度の遵守、過積載、急発進及び急加速等の禁止に関する教育及び指導を徹底します。</li> <li>・工事用車両が正常に走行できるように整備及び点検を徹底します。</li> </ul>

表 1.4-1(4) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響要因	環境の保全のための措置
地盤 (地盤沈下)	地下掘削	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支持層深さや土質、地盤強度等の把握や解析に必要な地震波作成のためのデータを取得するために、対象事業実施区域内で既存建築物の解体後にボーリング調査等を実施し、地盤特性を十分に把握したうえで、地震による液状化や周辺地下水位の低下の可能性も踏まえ、柱状改良や浅層地盤改良等、適切な設計及び安全な構造計画となるよう対策を検討していきます。</li> <li>・山留壁として、剛性が高く遮水性に優れるソイルセメント柱列壁を構築し、その先端を透水性の低いシルト層に根入れすることで、掘削面からの地下水浸出を抑制し、周辺地盤の変形を防止していきます。</li> <li>・工事中は、山留壁の変位を計測管理するとともに、対象事業実施区域周辺の歩道等において、地盤沈下が発生していないか監視します。</li> <li>・計画建築物は杭基礎として、支持層に杭先端を定着させます。</li> <li>・対象事業実施区域の地下には横浜市営地下鉄ブルーラインが運行しており、横浜市交通局及び函体上部に現在敷設されている電力等の埋設インフラ企業との事前打合せを行い、悪影響を与えない計画とします。</li> </ul>
地域社会 (交通混雑・ 歩行者の 安全)	工事用車両の 走行に伴う 交通混雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画の策定に当たっては、工事用車両の集中を回避した工程等を検討するとともに、標識の設置等により来街者や近隣住民等への情報提供を行います。</li> <li>・本事業と隣接事業は、工事情報の共有を行い必要に応じて工事用車両の集中による影響の回避に努めます。また、旧横浜市庁舎街区と工事時期が重なる場合にも、工事情報の共有を行い工事用車両の集中による影響の回避に努めます。</li> <li>・構造計画、施工計画の工夫により掘削土を減らし、土砂搬出に伴う工事用車両の台数を極力減らす計画とします。</li> <li>・周辺の交通混雑の状況を勘案して、可能な限り工事用車両の走行時間や台数を調整する計画とします。</li> <li>・搬出入計画の立案と計画の指導、周知により工事用車両の路上待機対策を行います。</li> <li>・工事用車両の出入りする時間は、可能な限り通勤通学の時間を避けた時間として計画します。</li> </ul>

表 1.4-1 (5) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響要因	環境の保全のための措置
地域社会 (交通混雑・ 歩行者の 安全)	工事用車両の 走行に伴う 歩行者の安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係者に対しては、工事用車両の規制速度の遵守、過積載、急発進及び急加速の禁止等に関する教育及び指導を徹底し、安全運転に努めます。</li> <li>・工事の実施に当たっては、仮囲いを設置して、工事用車両の出入りする時間帯においては車両出入口に交通誘導員を配置し、歩行者や一般通行車両の安全に配慮する計画とします。</li> <li>・市道の再編により、市道山下町第4号線、第6号線、第9号線及び第3号線の一部が廃道となり歩行者や自動車の通行が出来なくなるため、標識の設置や交通誘導員の配置等により、迂回路となる安全で円滑な歩行空間を周辺利用者や一般歩行者に周知します。</li> <li>・市道山下町第7号線の歩行空間の整備時には、工事状況に合わせて適宜仮囲いの範囲を変更し、必要に応じて仮設歩道を設けて安全で円滑な歩行空間の確保を行います。</li> <li>・隣接事業では市道山下町第5号線の整備を行う計画としているため、本事業における環境の保全のための措置を共有することで、隣接事業においても同様の配慮がなされるよう促します。</li> <li>・「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」を参考に、歩行者に対するバリアフリーを推進します。</li> <li>・JR根岸線、横浜市営地下鉄ブルーラインの関内駅や横浜スタジアム、にじいろ保育園関内等の近隣施設や近隣住民等に対して、本事業の工事計画に関わる情報提供を行います。</li> </ul>

## 1.5 対象事業の実施経過

本事業は、令和6年10月に横浜市環境影響評価条例に基づく評価書を提出し、11月15日に公告され、令和6年12月16日の同書の縦覧終了をもって評価書までの手続きが終了しました。

現在は、都市計画法や建築基準法等に基づく計画の認可の取得を進めています。

主な経過は表に示すとおりであり、工事着手に必要な許可は、新築工事着手予定である令和8年6月までに取得する予定です。

表 1.5-1 対象事業の主な許可等の状況

許可内容及び根拠法令	許可等手続状況 (令和8年3月末時点)
【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項	令和8年6月申請予定
【地区計画等の区域内における建築物等の届出等】 都市計画法第58条の2第1項	令和8年5月届出予定
【特定建築物の建築主の基準適合義務】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条	令和8年6月申請予定
【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壤汚染対策法第4条第1項	令和8年4月提出予定